

平成18年度 環境技術実証モデル事業小規模事業場向け 有機性排水処理技術分野のこれまでの経緯について

1. これまでの経緯

- 実証試験要領（第3版）の公表
小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場関係）実証試験要領（第3版）を策定し、平成18年3月3日に公表した。
- 実証機関の公募
実証運営機関((財)日本環境衛生センター)では、「平成17年度 環境技術実証モデル事業 実施要領」に基づき、地方公共団体(都道府県、政令指定都市及び対象技術に関連した環境法令で定める市)並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人(公益法人)及び特定非営利活動法人を対象に、平成18年3月3日～3月24日まで応募の受付を実施した。
2団体（大阪府と広島県）からの応募があった。
- 実証機関の選定
申請のあった団体について[1]組織・体制 [2]技術的能力 [3]公平性の確保 [4]公正性の確保 [5]経理的基礎の5つの観点から審査を行い、有機性排水処理技術ワーキンググループの助言を得て、平成18年6月19日に大阪府と広島県を実証機関として選定し、環境省に報告した。
- 実証機関の承認
環境省では、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)からの報告を受けて、「平成18年度 環境技術実証モデル事業 実施要領」に基づいて、平成18年6月22日に行われた環境技術実証モデル事業検討会の助言を得て、大阪府と広島県を実証機関として承認した。
- 実証対象技術の公募
実証機関(大阪府)では、「環境技術実証モデル事業 技術実証に係る申請及び実施に関する要領」に基づいて、「平成18年度 環境技術実証モデル事業 実施要領」で対象となる技術を保有する民間企業を対象に、平成18年7月31日～8月31日まで応募の受付を実施した。
3環境技術開発者（実証対象技術）からの応募があった。

- 実証対象技術の選定

実証機関(大阪府)では、申請のあった実証対象技術(環境技術開発者)について[1]形式的要件 [2]実証可能性 [3]環境保全効果等の3つの観点から審査を行い、有機性排水処理技術分野大阪府技術実証委員会の助言を得て、平成18年10月6日に垂直重力式油水分離器(日東鐵工(株))と食品残さ回収システム『ラクツチャ〜』(有)KOMATSU)を実証対象技術として選定し、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)に報告した。

- 実証対象技術の承認

実証運営機関((財)日本環境衛生センター)では、実証機関(大阪府)からの報告を受けて、「平成18年度 環境技術実証モデル事業 実施要領」に基づいて、有機性排水処理技術ワーキンググループの助言を得て、平成18年10月17日に垂直重力式油水分離器(日東鐵工(株))と食品残さ回収システム『ラクツチャ〜』(有)KOMATSU)を実証対象技術として承認した。

- 実証試験計画書の策定及び提出

実証機関(大阪府)では、「平成18年度 環境技術実証モデル事業 実施要領」に基づいて、平成18年10月24日に行われた有機性排水処理技術分野大阪府技術実証委員会の助言を得て、実証対象技術(垂直重力式油水分離器(日東鐵工(株))と食品残さ回収システム『ラクツチャ〜』(有)KOMATSU)の実証試験計画書を策定した。また、実証機関(大阪府)では、平成18年10月30日に「平成18年度 環境技術実証モデル事業実施要領[第4版]」第2部第7章第1項に基づいて、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)に、実証試験計画書を提出した。

- 実証試験に係る手数料額及び納付期限の確定

実証機関(大阪府)では、「平成18年度 環境技術実証モデル事業 実施要領」、「小規模事業場向け有機性排水処理技術(厨房・食堂、食品工場関係)実証試験要領(第3版)」及び実証試験計画に基づいて、環境技術開発者(日東鐵工(株)、(有)KOMATSU)と実証運営機関((財)日本環境衛生センター)との協議の上、平成18年11月2日、手数料額及び納付期限を確定した。

なお、実証試験について、その手数料の納付等に関して平成18年11月2日、環境技術開発者と実証運営機関が契約し、また同日に委託料等に関して実証運営機関と実証機関(委託先)間で契約した。

- 実証試験の実施

実証機関(大阪府)では、平成18年11月(10月)～19年3月の期間に実証試験計画書に基づき実証対象技術(垂直重力式油水分離器(日東鐵工(株))と食品残さ回収システム『ラクツチャ〜』((有)KOMATSU))の実証試験を実施した。

- 実証試験結果報告書の作成

実証機関(大阪府)では、実証試験によって得られたデータ・情報を分析し、平成19年3月7日に行われた有機性排水処理技術分野大阪府技術実証委員会の助言を得て、実証試験結果報告書を作成し、平成19年3月15日に実証運営機関((財)日本環境衛生センター)に提出した。

2. これからの進め方について

- 報告書のとりまとめ

- 実証運営機関に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、その結果を環境省に報告する。
- 実証運営機関からの報告を受けて環境省は実証試験結果報告書を承認する。

- 報告書の公開について

- 承認された実証試験結果報告書は環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。